

大 会 決 議

北方領土、すなわち択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島は、歴史的にも法的にも我が国固有の領土であるにもかかわらず、いまだロシアに不法占拠されており、北方領土問題の解決は日本国民の悲願である。

特に、父祖伝来の地として受け継いできた四島^{しま}を追われた元島民は、一日も早い北方領土の返還を一心に願っている。

この願いが、北方領土返還要求運動の源であり、さらに国民一人ひとりの領土返還を求める思いが込められた返還要求署名は9千万人を超えている。

私たちは、返還を切望する元島民や後継者をはじめ、日本国民の心情を重く受け止め、より一層国民世論の結集に努める決意である。

政府、国会においては北方領土問題の早期解決のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 北方四島の一括返還の実現に向け、毅然たる姿勢で外交交渉に臨むこと。
- 一 国内世論の高揚と結集及び国際世論の喚起促進を図ること。
- 一 北方領土教育の拡充強化と青少年に対する啓発活動の促進を図ること。
- 一 北方四島交流等事業の早期再開と円滑な推進を図ること。
- 一 北方四島における共同経済活動は、領土返還に結びつくよう協議を進めること。
- 一 北方四島周辺水域における安全操業を確保すること。

以上決議する。

令和4年8月26日

北方領土返還要求北海道・東北国民大会